

個人さまに対する請求書類（「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」）
の発送について

2026 年 9 月 25 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ご請求対象期間：2026 年 7 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで（原則 3 ヶ月単位）
- ご請求受付開始：2026 年 10 月 1 日

なお、2025 年 10 月 1 日以降の一時立入にもなう移動費用の賠償のご請求にあたりましては、ご負担された交通費や宿泊費等が確認できる証明書類とともに、ご請求者さまのご負担軽減とお手続きの円滑化のため、一時立入の事実が確認できる証明書類のご提出が必要となりました。

つきましては、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。

※ご提出いただく証明書類につきましては別紙をご参照ください

上記以外にも、やむを得ない理由により損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

<原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404

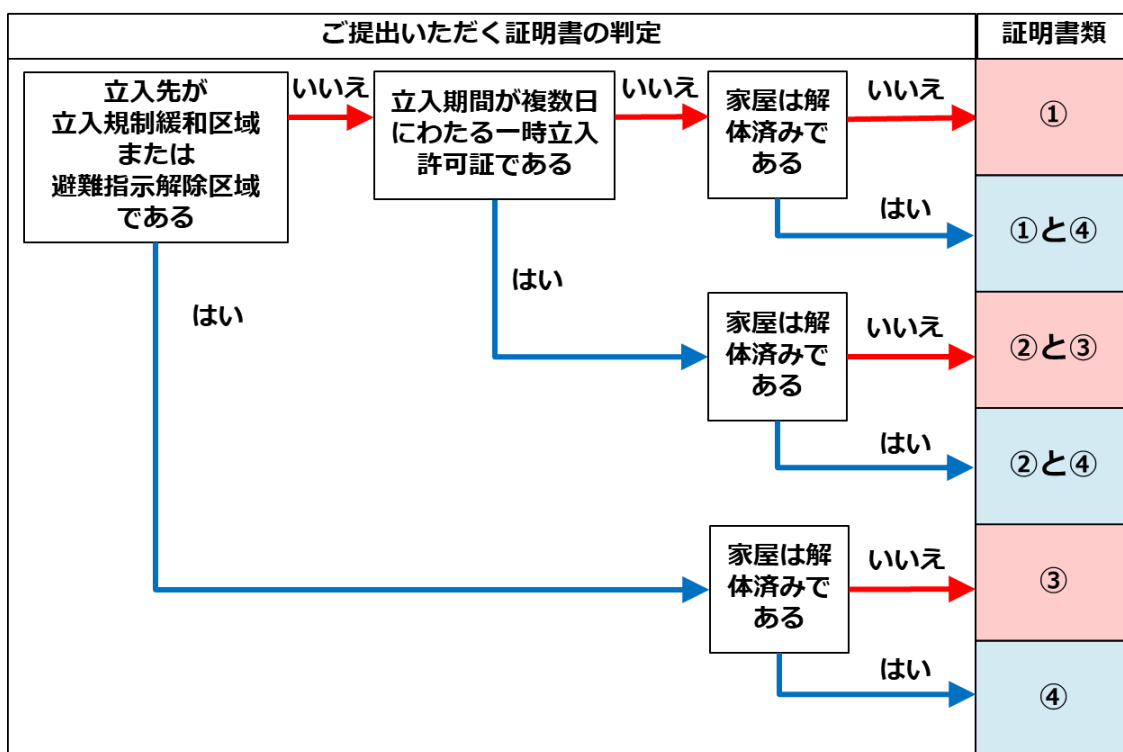
受付時間：午前 9 時～午後 7 時（月～金 [除く休祝日]）

午前 9 時～午後 5 時（土・日・休祝日）

以上

(別紙)

○ご提出いただく証明書の判定フロー



○証明書類

- ① 立入期間が単日の一時立入許可証（原本）または、スクリーニング済書（写し）
- ② 立入期間が複数日にわたる一時立入許可証（写し）
- ③ 日付入りの被災地のご自宅の写真
- ④ 立入目的がわかる作業前後の日付入りの写真

負担された交通費（高速料金・特急料金等）や宿泊費の領収書（原本）がある方は、上記に加えてご提出ください。